



〔本社所在地〕
〒802-0005 福岡県北九州市小倉北区堺町2丁目1-1
TEL.093-533-2290(代) FAX.093-533-2485

〔支社所在地〕
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1丁目12-12
TEL.022-216-6510(代) FAX.022-216-6505

〔福岡営業所〕
福岡市中央区天神1-10-20
TEL.092-739-6040 FAX.092-739-6041

〔広島営業所〕
広島市中区八丁堀1-23
TEL.082-502-6763 FAX.082-502-6764

〔横浜営業所〕
横浜市神奈川区入江2-17-6
TEL.090-9101-8073

〔札幌営業所〕
札幌市中央区北一条西4-1-2
TEL.011-218-6262 FAX.011-218-6263

〔グループ〕
東京・名古屋・大阪・金沢

〔関連会社〕
株式会社フジテックス 株式会社ウエルアップ
株式会社FTヒューマンキャピタル

代理店

2025.8

※記載情報は2025年8月時点のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。
※写真(画像)はすべてイメージです。

Postal Media Association

MEDIA GUIDE BOOK 2025



郵宣協会では「信頼性」と「認知度」を両立できる 地域密着の「公共メディア」を全国に展開

郵宣協会では、全国の自治体、並びに郵便局内のスペースや
備品・消耗品を対象とした広告の掲出を事業の主軸としています。
単なる宣伝広告ではなく、高い信頼性をもって地域に訴求する
「郵便局広告」「自治体広告」をご活用ください。
当カタログでは、広告主さま向けに
「郵便局広告」「自治体広告」サービスを紹介いたします。

広告主の企業様

信頼性が問われる業種や、人生の節目と親和性の高い商品、
サービスを提供されているお客様から多く選ばれています。

主な広告主の業種例



法務・税務



病院・クリニック・調剤薬局



不動産・住宅設備



介護・福祉施設



産廃リサイクル業



官公庁



冠婚葬祭



塾・教室・お稽古



地元の飲食店・スーパー

広告主のメリット 01 信頼感のある企業イメージ 02 地域に根ざした情報発信



広告の提案

発注・広告費

広告事業委託

ツールの無償提供
デッドスペースの
媒体化

生活の中の
2大公共接点！

郵宣協会は郵便局広告指定代理店です



郵便局

媒体取扱件数

全国約 **20,000局**~



自治体

媒体契約件数

全国約 **500件**~



自治体運営施設

郵便局・自治体のメリット

- 01 財政削減・財源確保
- 02 公共スペースの活用
- 03 地方経済の活性化

住民

住民のメリット

地域住民サービスの維持向上
間接的に地域貢献



公共メディアの立ち位置

公共メディア広告は、獲得型広告のような短期的な成果を追い求める"一過性の販促集客"ではありません。生活動線上の公共空間の中で"信頼感"や"地域密着"といった"ブランディング"を形成しつつ、"認知"を広げていくことが可能です。"選ばれる企業・製品・サービス"になるための下地を作ることができる希少な広告です。

行動

今だけ
キャンペーン中
です！

信頼の
土台

知ってる
企業だから
買おうかな！

「信頼性」と「認知度」を地域に届ける『公共メディア』

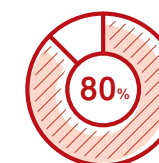
公共性が ブランド価値を向上

公的機関ならではの信頼性が、企業や商品のブランド価値を底上げ。
信頼性が問われる業種に高い親和性。



高い継続率が示す効果

一度利用されたお客様の8割以上が継続利用。広告主自身が“手応え”を感じ、その価値と効果を実感。



幅広い認知と 安心感の醸成

公共メディアならではの幅広い層へのリーチ力と接触頻度で、企業や商品の認知度を高めつつ、安心感のあるイメージを形成。

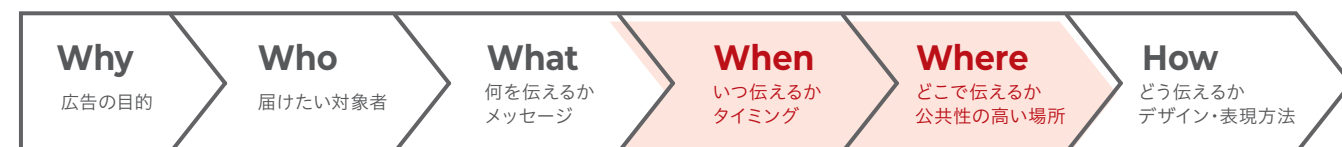


良心的な価格で 持続可能な広告展開

無理なく続けられる良心的な料金設定のため、中長期的な広告展開で地域でのブランド定着に効果を発揮。



効果的な広告コミュニケーション設計(5W1H)



広告は内容も重要ですが「いつ」、「どこで」伝えるかが効果を大きく左右します。

郵便局広告

ひとりひとりにも、たくさんの人にも。届けたい人に届く、郵便局広告。

全国2万局から、
1局単位で選べる柔軟な広告展開

郵便局は地域住民の生活動線上にある「信頼の場」です。エリアを絞ったピンポイントでの地域戦略から全国規模の大規模キャンペーンまで、貴社のターゲット、目的、予算に合わせた最適な広告プランをご提案。“地域に根差し、信頼を育てる”広告展開を郵便局から。

郵便局内



郵便局屋外



自治体広告

公共の信頼を力に、企業価値向上と地域貢献を両立。

企業イメージUP×地域貢献

市役所、町役場、道の駅、公営体育館、公営温浴施設など公共性の高い施設を活用した広告によって信頼性の高い情報発信を実現し、企業や商品のイメージアップに貢献します。また、自治体が保有している施設や印刷物のデッドスペースを広告媒体化しているため、広告主は自治体の財政削減や財源確保を支援し、地域住民へのサービス向上にも貢献できます。単なる広告ではなく、“地域貢献を伴う新たな広告”として評価されています。



地方自治体



自治体運営施設

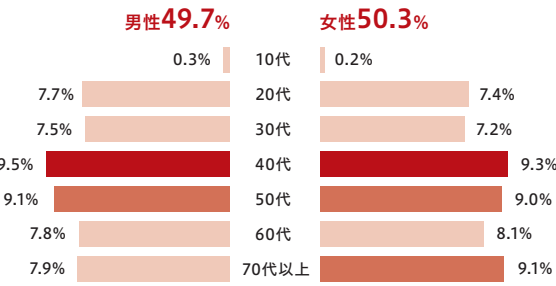


郵便局と
自治体の
特徴

※『2024年2月-3月Web調査』
JPコミュニケーションズ調べ

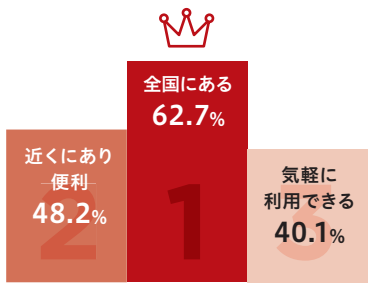
幅広い層へのリーチ

利用者の男女比はほぼ同じ。40～70代が多い。



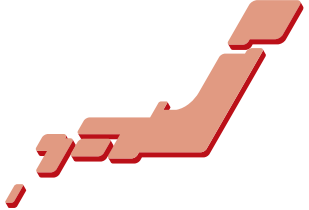
地域に密着

郵便局のイメージNo.1は「全国にある」。



全国くまなく
展開が可能

身近な地域から、
全国規模の告知まで可能。



自治体・郵便局は人生の節目に立ち寄る場所

郵便局、自治体へ来られている方は、何気ない用事のように、『人生の節目』の方が非常に多いです。（キャリア転換、転職、新生活、結婚、子育て等）

ターゲットのタイミングを想像したメッセージ設計

転居時 家具家電 インフラ契約 地域の生活情報	結婚時 住宅ローン 保険 子育て支援制度	退職時 年金 資産運用 健康支援	老後 相続相談 介護の相談 土地の売却	出産中 保育・医療 教育支援 時短サービス
----------------------------------	-------------------------------	---------------------------	------------------------------	--------------------------------

音で惹きつけ、目で伝えるサイネージ広告

画面は見逃しても、音は自然と耳に入るので、思わず立ち止まって見てしまうので効果的。
立ち止まりを生む仕掛けと無意識への訴求を可能にします！



九州最大の来局者数
1カ月の平均歩行者数 **約38万人！**



広告放映は
1日約100回！

屋外デジタルサイネージ

インパクトのある大型ビジョン(132インチ)と迫力の高音量(聴覚から訴求)で来局者はもちろん、歩行者やバス利用者にも広く訴求可能！

福岡中央郵便局 ショーウィンドウ 132インチ

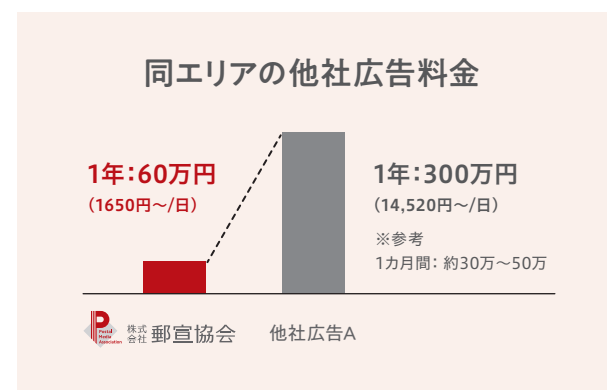
放映期間	放映時間	放映回数	金額(税別)
1か月～12か月	8:00～23:00	15秒×約150回/日	1か月：80,000円 3か月：210,000円 6か月：360,000円 12か月：600,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。

良心的な料金設定

1か月：8万円	3か月：21万円	6か月：36万円	1年：60万円
1日たったの 約 2600円	1日たったの 約 2300円	1日たったの 約 2000円	1日たったの 約 1650円 ～

※1枠15秒 ※8時～23時(音声は9時～20時のみ)



屋外デジタルサイネージ



1カ月の平均歩行者数 **約72万人！**

広島中郵便局ショーウィンドウ 100インチ

放映期間	放映時間	放映回数	金額(税別)
1か月～12か月	8:00～22:00	15秒×約130回/日	1か月：60,000円 3か月：165,000円 6か月：300,000円 12か月：480,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。

郵便局内のデジタルサイネージ広告

来局者が滞留するATMや待合コーナー付近(局内カウンター上部等)に設置され、自然と目や耳に触れるため、注目度・信頼性の高い効果的な広告媒体です。

放映期間	放映時間	放映回数	金額(税別)
1年	9:00～19:00	15秒×約100回/日	SS局：192,000円 S局：168,000円 A局：156,000円 B局：120,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。※放映時間は郵便局によって異なります。

郵便局の規模や来局者数などに応じて局区分を設けています。

各地の特に大規模な郵便局	比較的大規模な郵便局	比較的中規模な郵便局	比較的小規模な郵便局
SS局	S局	A局	B局



音と動画で顧客の心を掴む

ポスターや看板は静止画のみで、情報量や表現力に限界があります。デジタルサイネージは、動画やアニメーション、音声を組み合わせることで、より高い表現力と訴求力を発揮します。

デジタルサイネージならではの表現力と訴求力

聴覚へのアプローチ

BGMやナレーションを加えることで、お客様の五感に訴えかけ、記憶に残りやすい広告を制作できます。

視覚的なインパクト

商品の使い方やサービスの利用イメージを動画で伝えることで、文字情報だけでは伝わりにくい魅力をダイナミックに表現できます。

ストーリーテリング

短い動画で商品の開発秘話やブランドの哲学を語ることで、お客様の共感を呼び、エンゲージメントを高めることができます。

目的やご予算に合わせた広告プランをご提供

ポスター掲出

郵便局の「専用ボード」または「おまかせスペース」にポスターを掲出することができます。来局者さまの日常的な情報源として、新商品PRや近隣のお店のオープン告知など、幅広くご利用ください。



	掲出期間	申込枠数	規格(1枠あたり)	SS局料金(税別)	S局料金(税別)	A局料金(税別)	B局料金(税別)	送料(税別)
専用ボード	1期/2週間～ [開始:月曜日]	1局1枠～	B2タテ以下 (72.8×51.5cm)	6,500円	6,000円	5,000円	4,500円	1局あたり 1,000円
おまかせスペース				5,000円	4,500円	4,000円	3,500円	

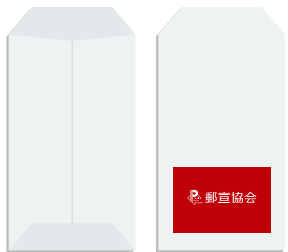
※上記の掲載料金は令和7年10月からのものです。※掲載不可の郵便局が一部ありますので、詳しくはお問い合わせください。
※3期以上の申し込みの場合は割引があります。(1期あたり500円の割引)

封筒広告

全国約20,000の郵便局で現金を引き出した際に持ち帰る封筒に広告が掲出できます。来局者さまの手元に届く広告メニューです。詳しくはお問い合わせください。



手元に届く広告だから長くアプローチできる！



封筒

パンフレット設置

郵便局の「シングルスタンド」または「おまかせスペース」にパンフレットやチラシを設置することができます。宣伝したい商品の特長やサービスなどをより詳細に伝えたい場合にご利用ください。



シングルスタンド

A4サイズ以下ならチラシもOK！



A4 3つ折チラシ



A3 2つ折チラシ
B5チラシ



	掲出期間	申込枠数	規格(1枠あたり)	SS局料金(税別)	S局料金(税別)	A局料金(税別)	B局料金(税別)	送料(税別)
シングルスタンド	1期/2週間～ [開始:月曜日]	1局1枠～	サイズ:A4以下 (29.7×21cm) 厚さ:1cm以下	6,000円	5,000円	4,500円	4,000円	1局あたり 1,000円
おまかせスペース				4,000円	3,500円	3,000円	2,500円	

※上記の掲載料金は令和7年10月からのものです。※3期以上の申し込みの場合は割引があります。(1期あたり500円の割引)

サンプリング

郵便局の窓口に来局されたお客さまへ、試供品、パンフレット、チラシなどの販促物をお渡しすることができます。性別や見た目年齢を絞ってお渡しすることもでき、お客さまにしっかりとメッセージをお届けできる広告メニューです。

例えばこんなサンプル品も！



ポケットティッシュ



サプリメント



インスタントコーヒー

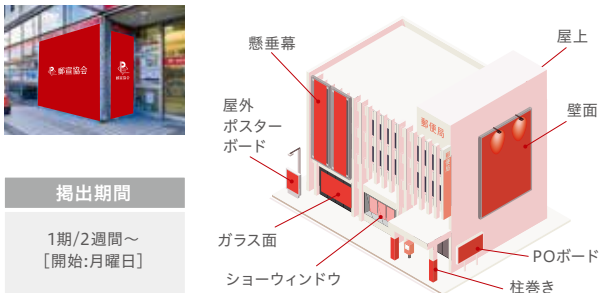


掲出期間	申込個数	規格(1台あたり)	配布単価(税別)			送料(税別)
1期/2週間～ [開始:月曜日]	1局30個以上 合計100個以上	サイズ:A4以下 厚さ:1.5cm以下 重さ:150g以下	10,000個未満 50円/個	100,000個未満 40円/個	100,000個以上 30円/個	一括納品の場合、 別途お見積りとなります
配布指定(オプション)		①男女別:上記料金にプラス10円(税込11円)/個 ②見た目年齢:上記料金にプラス10円(税込11円)/個				

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。※内容によってはお取り扱いできない場合がございますのでご注意ください。

屋外広告

全国約400の郵便局のガラス面や壁面などに、屋外広告を掲出することができます。来局者さまだけでなく、周辺に勤務されている方やお住まいの方、ご通行中の方など多くの方々の目に触れる広告メニューです。



イベントスペース

郵便局のスペースを、商品PRや展示販売、サービス紹介の場としてご利用いただけます。来局者さまの待ち時間をビジネスチャンスに変えることが可能です。



ご利用イベント例

来局者さまとコミュニケーションをとりながらPRできます！



商品販売・展示



説明・商品PR



試飲・試食

実施期間	規格	SS局料金(税別)	S局料金(税別)	A局料金(税別)	B局料金(税別)
1局1日～	6.6㎡以下	30,000円/日	20,000円/日	15,000円/日	10,000円/日

※上記の掲載料金は令和7年10月からのものです。※実施においては事前に郵便局との調整が必要となります。※広告審査や実施局との調整により、申込期限が異なる場合があります。※イベントスペースで利用する機材やインターネット環境は広告主に用意いただきます。※昼時間帯の窓口業務の休止を実施している郵便局が一部ございます。休止時間帯はイベントも中断していただきます。



Postal Media Association

公共の信頼を力に、 企業価値向上と 地域貢献を両立。

地方自治体

窓口用封筒広告

住民票や戸籍抄本などの交付書類を入れるために、市役所や町役場に備え付けられている封筒は、多くの住民が手にするため、公共性の高い場で広告主の信頼性を効果的に高められる媒体です。



設置期間	設置場所	配布枚数	広告カラー	金額(税別)
1年	庁舎内住民課交付窓口等	自治体毎に異なる (無制限/年)	2色 (青・赤)	80,000～150,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。



婚姻届広告・出生届広告

婚姻届や出生届の提出時に使用される複写式の届出書は、利用者控えに広告を掲載できるため保存性が高く、お祝いのタイミングで見てもらえることで、企業イメージの向上が期待できます。



- 1枚目：記入見本
- 2枚目：提出用
- 3枚目：保存用
(この用紙に広告掲載されます)

配布期間	配布場所	配布枚数	広告カラー	金額(税別)
1年	庁舎内住民課交付窓口等 (出生届は一部産婦人科医院 からも配布されます。)	自治体毎に異なる (無制限/年)	フルカラー	100,000～200,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。

公用共通封筒広告

市役所の各部署から住民や企業へ書類を送る際に使われる封筒に掲載される広告は、公的機関から届くため信頼性が高く、安心感と高い訴求効果があります。また、自治体職員への認知向上にもつながります。



使用期間	使用場所	配布枚数	広告カラー	金額(税別)
1年	庁舎内各課	自治体毎に異なる (使用制限あり/年)	単色	120,000～180,000円

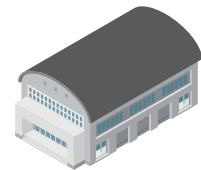
※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。



自治体運営施設

公営体育館サイネージ広告

公営体育館内に設置されたデジタルサイネージで、地域利用者にダイレクトにPR。信頼性と注目度の高い効果的な広告手段です。



放映期間	放映場所	放映時間	放映回数	金額(税別)
1年	体育館内ロビー付近	9:00～21:00	15秒× 約100回/日	120,000～180,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。※放映時間は体育館によって異なります。

公営温浴施設サイネージ広告

公営温浴施設はシニア層を中心に地域住民の利用が多く、滞在時間も長いため、デジタルサイネージ広告は高い視認性と信頼性を持ちます。
入浴前後の待ち時間や休憩中に自然と目に入りやすく、地域密着型のPRに最適です。紙広告と違い、動画や情報の更新も容易で、スマートに情報を届けられます。



- POINT 1**

滞在時間が長く、視認性が高い

 - ・利用者は施設内で平均1～2時間滞在するため、広告への接触機会が多い。
 - ・入浴前後のロビーでの「ながら見」による高い視認率。
- POINT 2**

地域密着型ターゲティング

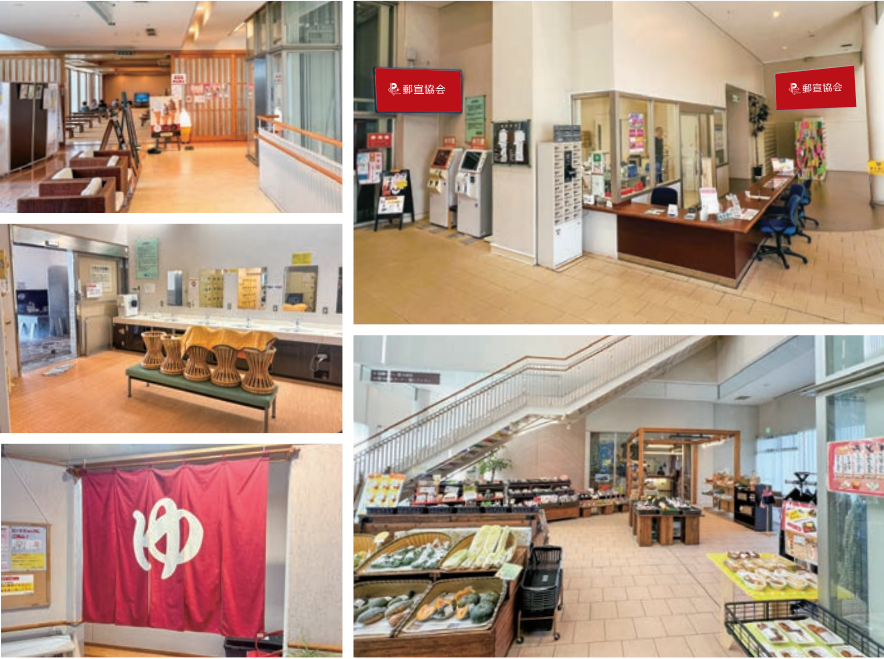
 - ・地域住民の利用が中心で、広告を通じた地元企業や店舗の認知度向上に直結。
 - ・高齢者やファミリー層が多く、生活に密着したサービスの訴求に最適。
- POINT 3**

行政主導の安心感

 - ・公共施設内での掲出により、広告への信頼性・安心感が高い。
 - ・信用力が高く、シニア層にも受け入れられやすい。

放映期間	放映場所	放映時間	放映回数	金額(税別)
1年	館内ロビー付近	10:00～21:00	15秒× 約100回/日	120,000～180,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。※放映時間は施設によって異なります。



道の駅・直売所サイネージ広告

道の駅館内や直売所でのデジタルサイネージで観光客や地域客に直接アプローチ。高い視認性で商品やサービスのPRに最適です。



放映期間	放映場所	放映時間	放映回数	金額(税別)
1年	館内レジ付近	9:00～18:00	15秒× 約100回/日	180,000～250,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。※放映時間は施設によって異なります。

自動車教習所

自動車教習所用封筒広告



高齢者講習の受講者に直接届く封筒広告は、高齢者への確実なアプローチが可能。また、教習卒業生にも手渡されるため若年層へのPRもできます。信頼感のあるPR手段です。



使用期間	使用場所	配布枚数	広告カラー	金額(税別)
1年	自動車教習所内	教習所毎に異なる (無制限/年)	フルカラー	80,000～150,000円

※上記の掲載料金は令和7年5月時点のものです。

広告掲載までの流れ

郵便局・自治体広告の受付から掲載までは、2～3カ月程度かかります。
余裕をもってお申し込みください。



郵便局広告をお申込みいただいたお客様へ

郵便局広告の掲出にあたっては、お客様とのデザイン校了後、日本郵便の広告事業を取りまとめるJPCコミュニケーションズ株式会社の広告審査を受け、承認を得た広告のみ掲出できることとなっています。この広告審査はJPCコミュニケーションズ株式会社の設けた郵便局広告取扱基準に照らし合わせて行われます。また審査にあたっては法律・規則（広告関連法令）の順守や権利関係の確認なども行われます。

広告審査にて指摘を受けた部分につきましては、別の表現への変更等の相談をお願いすることもございますので、ご協力お願いいたします。

ご継続のお客様

郵便局広告取扱基準は社会情勢を鑑み改定されます。そのため、以前審査承認された同一のデザインであっても改めて審査を受けていただくことになります。その審査で修正等の指摘を受ける場合もございます。指摘を受けた部分につきましては、別の表現への変更、または削除をお願いすることもございます。ご了承ください。

郵便局広告として原則掲載できない広告および表現の代表例

- (1) 日本郵政グループ各社に無断で日本郵政グループ各社の登録商標やロゴ(ポストや局員、集配車の写真・イラスト、切手や〒マーク)を使用、または日本郵政グループ各社が主催、共催、後援、協賛等している旨の表現を用いているもの
- (2) 事実と異なり、日本郵政グループ各社が特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているかのような表現を用いているもの
- (3) 日本郵政グループ各社の事務事業と競合する業種または商品・サービスに関するもの(例:金融業、保険業、配送業、食品通販等)
- (4) 日本郵政グループ各社の施策やキャンペーンと矛盾するまたは混同されるもの
- (5) 日本郵政グループ各社との取引において重大な事由により取引停止となった者
- (6) 郵便局内外の品位や美観を損なわせ、または安全で良好な環境維持を妨げるもの
- (7) 各種広告関連の法令等により禁じられている内容、表現

■ キャンペーンの記載について

- キャンペーン実施の記載をする場合は、必ずキャンペーン期間および対象条件等を記載してください。
- キャンペーンの延長を繰り返すことは景品表示法違反(有利誤認)となります。

■ 比較広告について

- 比較広告は、次の要件を満たしていないと不当表示となります。(景品表示法)
- ①比較広告で主張する内容が公正な第三者機関により客観的に実証されていること。
 - ②実証されている数値や事実が正確かつ適正に引用されていること。
 - ③比較の方法が公正であること。

■ 知的財産の使用許諾について

- ご自身で撮影、制作以外の写真やイラストなどを広告に使用する場合は使用許諾を受けてください。
●「〒」マーク、「赤い丸ポスト」、「局員」、「集配車」なども日本郵便の知的財産として権利が発生します。ご自身で撮影された写真や書き起こしイラストであっても日本郵便の許可なく使用はできません。地図などでも郵便局を表現する際は地図記号㊦を使用ください。

■ 最高・最大級・断定表現について

- 最高・最大級表現を記載する場合は根拠(その出自、調査年月日、調査方法)を記載ください。
記載が難しい場合は、審査依頼時に第三者機関調べの根拠を提示ください。
- 継続案件の広告に当該表現がある場合は、審査の度に根拠の確認が必要です。審査時に根拠の提示をお願いします。
- 客観的・合理的な根拠がない場合は掲出できません。
※法令(医療法)などによって禁止されている場合は、根拠があっても当該表現は掲出できません。
※学習塾等での実績表現(〇〇高校合格者数No.1)についても、第三者機関調べの根拠がない場合は当該表現は掲出できません。
- 最高・最大級表現
「最高」「最高級」「極」「最大」「最小」「最多」「最少」「一級」「第一位」「No.1」「業界一」「日本一」「ベスト」「トップクラス」「業界初」「最新」「日本初」「地域初」「唯一の」「当社だけ」「抜群」など
※努力目標を表しているものは除きます。(「業界最安値を目指します!」など)
- 断定的表現
「確実」「絶対」「必ず」「完璧」「完全」「万全」「万能」「永久」「生涯」「変わらず」「安全」「安心」など

■ 求人情報の記載について

- 求人情報を記載する場合、JPCコミュニケーションズ株式会社により「求人広告」に該当するか判断されます。「求人広告」と判断されると「労働条件の明示」が必要です。＜職業安定法＞

メディア別の募集スケジュール

募集時期は媒体（メディア）によって異なります。

詳しくは郵宣協会までお問い合わせください。



自治体広告をお申込みいただいたお客様へ

自治体での広告は、その性質上、広告の内容及び表現も、社会的に信用性と信頼性の高い情報であることが求められます。

自治体広告の掲載にあたっては、**一般の広告よりも厳しい広告掲載基準**が設けられており、各自治体ごとの掲載要綱・掲載基準 医療広告におきましては、厚生労働省の医療広告ガイドライン その他国の法令で定められている各業種業態の基準で審査は行われます。

ご継続のお客様

ご継続お申込みのお客様におきまして昨年審査承認された同様のデザインでも改めて審査を受けていただくことになります。その審査で修正等の指摘を受ける場合もございます。その指摘を受けた部分につきましては、別の表現への変更、または削除をお願いすることもございます。ご了承ください。

広告規制業種又は事業者について

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業と規定されている業種又は事業者
- (2) 風俗関連類似の業種又は事業者
- (3) 消費者金融
- (4) 商品先物取引
- (5) たばこ
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設 ※自治体ごとに審査基準が異なります。
- (8) 民事再生法及び会社更生法による厚生・厚生手続き中の事業者法律・法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
- (9) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) 自治体から指名停止の措置を受けている者又は自治体から許可の取消しその他の不利益処分を受けている者
- (11) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (12) 代表役員、一般役員又は経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が暴力団関係者である事業者
- (13) 市税等を滞納している事業者・分納は未納とみなされる場合があります。

原則掲載できない広告および表現

- (1) 医療広告においては、厚生労働省の【医療広告ガイドライン】に反している内容のもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品なども不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 社会問題についての主義主張や偽争中の声明広告
- (7) 国内世論が大きく分かれているもの

- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ア 誇大表現(誇大広告)、根拠のない表示や誤解を招くような表現
例:「世界一」、「一番安い」、「地域一番店」、「No.1」、「永遠」、「完べき」など
- イ 射幸心を著しくおこる表現
例:「今が、これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
- ウ 人材募集広告(派遣会社等)については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
※法人名(個人経営の場合は代表者名)、住所、電話番号のないものは掲載をお願いする場合があります。
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ ギャンブルを肯定するもの
- オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの
- (11) 品位を損なう表現のもの
- (12) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (13) 個人または法人の名刺広告
- (14) その他社会的に不適切なもの
- (15) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (16) 祭壇や墓石の写真は掲載をお断りする場合があります。

なお、その他業種ごとに定められた法令・指針等(薬機法、介護保険法など)で、広告掲載規定のあるものについては、法令での規定に従っていただきます。